

粒状凍結抑制剤購入仕様書

第1条 目的

本仕様書は、南会津建設事務所が使用する凍結抑制剤（別紙に掲げる種類の薬剤）の購入に関し必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るものである。

第2条 納入計画書

凍結抑制剤の納入者（以下「納入者」という。）は、契約後速やかに南会津建設事務所長に、運搬体制、運搬経路、連絡体制、緊急時の対応及びその他必要と認められる事項を記載した納入計画書を提出するものとする。

第3条 納入期限

納入者は、南会津建設（山口土木）事務所除雪事業担当監督員（以下「監督員」という。）が納入を指示した日から3日以内に納入しなければならない。

ただし、緊急の場合には、即日納入が図れる体制を取るものとする。

第4条 納入検収

納入にあたっては、監督員立ち会いのもと、納入量及び品質の確認を受けるものとする。検収において、固形化や品質劣化等の不良品が確認された場合には、速やかに回収し交換するものとする。

第5条 凍結抑制剤の種類、予定量及び納入場所

1. 凍結抑制剤の種類及び予定量については別紙のとおりとするが、当該年度の降雪等の気象状況により変動する場合がある。
2. 納入場所については、監督員の指示する場所とする。
3. 納入における荷下ろしは、納入者が行うものとする。

第6条 凍結抑制剤の品質規格及び試験方法

1. 凍結抑制剤は、別表1（1）～（3）に定める品質規格に適合しなければならない。
2. 納入者は、契約後速やかに、凍結抑制剤の品名、製造元、生産地及び品質規格を明示した材料証明書を南会津建設事務所長に提出するものとする。
なお、これら品質規格を判定できる資料については、公的試験機関等による品質試験成績書とする。
3. 納入者は、その品質規格等に疑義が生じ、監督員より物品の品質規格についての検査を指示された場合は、その指示に従い、品質試験成績書を速やかに監督員に提出しなければならない。
なお、これに要する費用は、契約単価に含むものとする。
4. 品質及び粒度の試験方法
 - (1) 品質試験
「塩試験方法」及び「排水基準を定める省令及び環境大臣が定める検定方法」による。
 - (2) 粒度試験
「化学製品のふるい分け試験方法」による乾燥ふるい分け法による。

第7条 包装袋の材料

包装袋は、ビニール製を基本とする。なお、運搬及び散布機械への投入作業に支障がなく、湿気を通さない材質のものでも可とするが、ビニール製包装材以外を使用する場合には、資格確認申請時にサンプルを提出するものとする。

第8条 疑義

凍結抑制剤の納入にあたり、本仕様書に明示なき事項又は疑義が生じた場合には、速やかに南会津建設事務所長と協議のうえ定めるものとする。

液状凍結抑制剤購入仕様書

第1条 目的

本仕様書は、南会津建設事務所が使用する凍結抑制剤（別紙に掲げる種類の薬剤）の購入に関し必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るものである。

第2条 納入計画書

凍結抑制剤の納入者（以下「納入者」という。）は、契約後速やかに南会津建設事務所長に、運搬体制、運搬経路、連絡体制、緊急時の対応及びその他必要と認められる事項を記載した納入計画書を提出するものとする。

第3条 納入期限

納入者は、南会津建設（山口土木）事務所除雪事業担当監督員（以下「監督員」という。）が納入を指示した日から3日以内に納入しなければならない。

ただし、緊急の場合には、即日納入が図れる体制を取るものとする。

第4条 納入検収

納入にあたっては、監督員立ち会いのもと、納入量及び品質の確認を受けるものとする。検収において、固形化や品質劣化等の不良品が確認された場合には、速やかに回収し交換するものとする。

第5条 凍結抑制剤の種類、予定量及び納入場所

- 凍結抑制剤の種類及び予定量については別紙のとおりとするが、当該年度の降雪等の気象状況により変動する場合がある。
- 納入場所については、豊成ロックシェッド内（国道121号 下郷町豊成地内）の出入口2箇所（1箇所当たりの容量3,000リットル）及び南倉沢トンネル（国道289号 下郷町南倉沢地内）の西郷側坑口1箇所（容量600リットル）とする。
- 納入時における自動供給装置への液状凍結抑制剤の補充は、納入者が行うものとする。

第6条 凍結抑制剤の品質規格及び試験方法

- 凍結抑制剤は、別表1（4）に定める品質規格に適合しなければならない。
- 納入者は、契約後速やかに、凍結抑制剤の品名、製造元、生産地及び品質規格を明示した材料証明書を南会津建設事務所長に提出するものとする。
なお、これら品質規格を判定できる資料については、公的試験機関等による品質試験成績書とする。
- 納入者は、その品質規格等に疑義が生じ、監督員より物品の品質規格についての検査を指示された場合は、その指示に従い、品質試験成績書を速やかに監督員に提出しなければならない。
なお、これに要する費用は、契約単価に含むものとする。
- 品質の試験方法
 - 品質試験
「塩試験方法」及び「排水基準を定める省令及び環境大臣が定める検定方法」による。

第7条 疑義

凍結抑制剤の納入にあたり、本仕様書に明示なき事項又は疑義が生じた場合には、速やかに南会津建設事務所長と協議のうえ定めるものとする。

別紙

令和7年度凍結抑制剤の種類及び予定数量等

No.	品目	包装単位	包装材質	品質規格及び 有害物質に関する基準	年度内予定数量		最低発注量※1 (袋/1回当たり)	荷卸し場所		備考
					(t)	袋換算数(袋)		場所	箇所数	
1	塩化ナトリウム	25kg/袋	ビニール	別表1, 2のとおり	425.0	17,000	100袋	南会津建設 事務所管内 (詳細は下表1)	7	建設11,000袋 山口6,000袋
2	塩化カルシウム	25kg/袋	ビニール	別表1, 2のとおり	235.0	9,400	100袋			建設7,900袋 山口1,500袋
3	有機酸含浸塩化マグネシウム 有機酸含浸塩化ナトリウム	25kg/袋	ビニール	別表1, 2のとおり	80.0	3,200	100袋			建設3,200袋 山口0袋
4	低塩化物有機酸系液状凍結 抑制剤	—	—	別表1, 2のとおり	16,600L	—	2,000L	(詳細は下表2)	2	建設16,600L

※1 最低発注量は、各事務所発注1回当たりの発注数量とする。

表1

荷卸し場所の名称	左記住所地
田島車庫	南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1
早坂車庫	南会津郡南会津町糸沢字萩ノ山3325-4
下郷車庫	南会津郡下郷町大字中妻字大百刈1245-3
南倉沢車庫	南会津郡下郷町大字大松川字小沼甲1853-7
松原車庫	南会津郡南会津町大新田字塔場下2308
内川車庫	南会津郡南会津町内川字上ノ原3-2
黒谷車庫	南会津郡只見町大字長浜字居廻315-1

表2

荷卸し場所の名称	左記住所地
豊成ロックシェッド (1箇所につき2機設置)	南会津郡下郷町大字豊成字へつり
南倉沢トンネル	南会津郡下郷町大字南倉沢字猪番場山

凍結抑制剤の品質規格

(1) 塩化ナトリウム

有害物質	飽和溶液（20℃における飽和濃度26.4%）における含有成分が水質汚濁防止法の排水基準のうち、別表2の基準に適合すること。
純度	純度95%以上とする。
粒径	<ul style="list-style-type: none"> ・平均粒径 : 4.0mm程度 ・最大粒径 : 10.0mm ・粒径の上限 : 8.0mm以上が5%以下 <li style="padding-left: 20px;">下限 : 0.15mm以下が5%以下
含水率	3.0%以下とする。
異物等	土砂及び木片等の異物の混入がなく、福島県が実施する凍結抑制剤散布作業に支障がないものとする。

(2) 塩化カルシウム

有害物質	水質汚濁防止法の排水基準のうち、別表2の基準に適合すること。
純度	純度72%以上とする。
粒径	<ul style="list-style-type: none"> ・平均粒径 : 1.0mm～5.0mm程度 ・最大粒径 : 10.0mm ・粒径の上限 : 8.0mm以上が5%以下 <li style="padding-left: 20px;">下限 : 0.15mm以下が5%以下
異物等	土砂及び木片等の異物の混入がなく、福島県が実施する凍結抑制剤散布作業に支障がないものとする。

(3) 有機酸含浸塩化マグネシウム有機酸含浸塩化ナトリウム

有害物質	飽和溶液における含有成分が水質汚濁防止法の排水基準のうち、別表2の基準に適合すること。
純度	純度95%以上とする。
粒径	<ul style="list-style-type: none"> ・平均粒径 : 4.5mm程度 ・最大粒径 : 8.0mm ・粒径の上限 : 8.0mm以上が5%以下 <li style="padding-left: 20px;">下限 : 0.6mm以下が5%以下
含水率	低温固結が予想されるため、1.0%以下とする。
異物等	土砂及び木片等の異物の混入がなく、福島県が実施する凍結抑制剤散布作業に支障がないものとする。
添加物	固結防止に使用されるフェロシアン化物は添加しないものとし、納入時には固結がないものとする。

別表 1

凍結抑制剤の品質規格

(4) 低塩化物有機酸系液状凍結抑制剤

有害物質	飽和溶液における含有成分が水質汚濁防止法の排水基準のうち、別表 2 の基準に適合すること。
用途	凍結抑制剤自動供給装置に使用する液状凍結抑制剤
主成分	塩化ナトリウム、塩化マグネシウム
有機酸	有機酸含有率 5 % 以上
配合比率	2.5 % 水溶液
P H	6.5 ~ 8.5

別表 2

有害物質に関する基準

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1mg/ℓ
シアン化合物	シアン 1mg/ℓ
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1mg/ℓ
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/ℓ
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/ℓ
ヒ素及びその化合物	ヒ素 0.1mg/ℓ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/ℓ
アルキル水銀化合物	検出されないこと
PCB	0.003mg/ℓ
チウラム	0.06mg/ℓ
シマジン	0.03mg/ℓ
チオベンカルブ	0.2mg/ℓ
セレン及びその化合物	0.1mg/ℓ
ホウ素及びその化合物	10mg/ℓ
フッ素及びその化合物	8mg/ℓ
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素×0.4+亜硝酸窒素及び硝酸窒素の合計量が100mg/ℓ

(注1) 試験方法は、排水基準を定める省令及び環境大臣が定める検定方法によること。